

平成 30 年度 「新しい東北」復興・創生顕彰
募集要項

平成 3 0 年 1 0 月
復 興 庁

平成 30 年度「新しい東北」復興・創生顕彰 募集要項

平成 30 年 10 月
復 興 庁

1. 「新しい東北」復興・創生顕彰の趣旨

復興庁では、震災復興を契機として、原状復帰にとどまらず、震災前から被災地が抱えてきた課題（人口減少、高齢化、産業の空洞化等）を克服し、我が国や世界のモデルとなる「新しい東北」¹を創造すべく、民間の人材・ノウハウ等を最大限活用しながら、様々な取組を進めています。

2. 「新しい東北」復興・創生顕彰の概要

「新しい東北」の創造に向けた取組について、大きな貢献をされている個人及び団体を表彰することにより、こうした個人・団体の活動を広く情報発信するとともに、被災地内外への普及・展開を図ることを目的として、平成 28 年度に「新しい東北」復興・創生顕彰を創設しました。本年度で 3 回目の実施となります。

3. 募集対象

募集対象は平成 29 年 10 月から平成 30 年 9 月までの 1 年間に活動しており、「新しい東北」の創造に向けて、被災地の地域課題（人口減少、高齢化、産業の空洞化等）を解決する取組を行っている、又は当該取組を支援・調整している個人・団体とします²。ただし、過去の顕彰受賞者並びに国・地方公共団体及びその職員は対象外とします。また、施設整備等のいわゆるハード面の取組についても対象外とします。

※被災地の地域課題を解決する取組（例）

- ・ 住民が中心となって、地域の魅力向上に向けた企画やイベントを実施する取組
- ・ ソーシャルビジネスを通じて、産業や雇用を創出する取組
- ・ 災害公営住宅、仮設住宅等におけるコミュニティ形成に向けた取組
- ・ 震災の記憶・記録の伝承を通じた、防災や記憶の風化防止に向けた取組
- ・ 文化、芸術、スポーツ等の力を活用して、復興に向けた新たな動きを創出する取組

¹ 震災以前から抱えていた人口減少などの課題について、復興支援をきっかけに被災地に関わった方々と被災自治体、住民などが、互いの強みや経験を活かして課題解決を目指す動きが生まれています。復興庁では、こうした動きを促進することで、被災地で芽生えた取組が持続的で広がりのあるものとして根付き、魅力的で、にぎわいのある地域（「新しい東北」）となることを目指しています。

² なお、応募者が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合などの不正又は不誠実な行為があった場合は表彰の対象としないことがあります。また、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の者が関与している取組、暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する取組は、審査対象から除外します。またその旨の連絡もしませんので御了承ください。

4. 募集期間

平成 30 年 10 月 1 日（月）9 時 00 分～10 月 31 日（水）23 時 59 分

（資料を郵送される場合は、10 月 31 日（水）までに事務局必着とします）

5. 選定方法

「新しい東北」復興・創生顕彰運営事務局において一次選考を行った後、外部有識者から構成される選定委員会にて二次選考を行い、受賞者を決定します。

一次選考は原則、提出書類による書面審査としますが、必要に応じて電話等で内容の確認をさせていただく場合があります。なお、一次選考通過者には個別に連絡を行います。

二次選考は提出された書類等に加え、個人・団体の取組に対する思いや現場での活動について 1～2 分程度のビデオメッセージを御用意いただく予定です。

6. 選定基準

応募資料等をもとに、「3. 募集対象」に該当する個人・団体の中から、次のような観点を踏まえ、総合的に選定します。

① **【実効性】**

地域課題を解決する手段として、取組が有効に機能しているか

② **【持続（可能）性】**

人材育成、財源の工夫等、今後も継続して取り組まれる仕組みとなっているか、または実際に継続した取組である

③ **【展開（可能）性】**

ほかの地域においても今後取組を広く展開できる可能性があるか、または実際にほかの地域においても展開している取組である

④ **【独自性】**

取組に独自の発想や既成の枠に捉われない視点、着眼点等があるか

⑤ **【役割の重要性】**

取組において当該個人・団体が中心的な役割を果たしているか

7. 応募手続き

（1）応募方法

応募は、自薦又は他薦にて受け付けます。他薦の場合は、推薦する個人・団体の同意を得るものとします。「4. 募集期間」中に、専用ホームページ内の応募フォーム（<https://newtohoku.secure.force.com/kenshou/>）から応募をお願いします。

（2）提出書類等

応募に当たっては、応募フォーム内の必要事項を御記入の上、事業報告書、パンフレット等の取組の内容・状況が把握できる資料を併せて御提出ください（応募フォー

ムから資料をアップロードしていただくか、資料を事務局（送付住所は「10. 問い合わせ先（資料送付先）」参照）へ郵送してください。

8. 結果発表

受賞者は平成 31 年 1 月下旬頃に公表予定です。受賞者には応募の際に登録されたメールアドレス等に御連絡します。

9. 表彰

受賞者には、復興大臣賞として賞状と楯が授与されます。表彰式は平成 31 年 2 月中旬の「新しい東北」交流会にて実施する予定です。また、「新しい東北」官民連携推進協議会ホームページ (<https://www.newtohoku.org/index.html>) 上にて取組内容についての紹介等も行います。

日時：2019 年 2 月中旬（予定）

場所：宮城県仙台市（予定）

10. 問い合わせ先（資料送付先）

「新しい東北」復興・創生顕彰運営事務局（株式会社 日本経済研究所）

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フィナンシャルシティグランキューブ 15 階

TEL：03-6214-4627 FAX：03-6214-4606

メールアドレス：newtohoku@jeri.co.jp

専用ホームページ：<https://www.newtohoku.org/kenshou/>

11. 注意事項

提出いただいた資料等は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。応募いただいた個人・団体名、取組内容をホームページ等で公表することがあります。また、本顕彰に関する情報発信の一環として、マスコミ（新聞社、出版社、放送局等）等に情報提供することがあります。

また、審査に関する問い合わせには一切応じられません。審査結果は公表をもって代えさせていただきます。

12. 個人情報の取扱いについて

応募者の個人情報は、本顕彰の審査及び運営に必要な範囲内で利用し、応募者の同意なく利用目的以外で利用することはありません。また、「11. 注意事項」に定める場合を除き、応募者の同意なく第三者へ提供することはありません。